

事務連絡

令和6年2月5日

各〔都道府県〕
〔市町村〕 母子保健主管部（局） 御中
〔特別区〕

こども家庭庁成育局母子保健課

令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算）
に係る Q&A について

平素より、母子保健行政に格別のご高配賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、別添のとおり、令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算）に係る Q&A を作成しましたので、各種事業の実施に当たりご参照いただきますようお願いいたします。

（担当）

こども家庭庁成育局

母子保健課 母子保健係

Tel:03-6862-0413

E-mail:boshihoken.kakari@cfa.go.jp

令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算）
に係る Q&A

【1 か月児及び5歳児健康診査支援事業】

問1 1か月児健診と5歳児健診はどちらも実施することが必要か。

（答）

- 一方の健診のみの実施でも国庫補助の対象となりますが、出生早期の身体疾患等のスクリーニングを主目的とする1か月児健診、発達障害等のスクリーニングを主目的とする5歳児健診のいずれも重要と考えており、早期の全国展開に向けて、積極的に2つの健診の実施を進めていただきたいと考えています。

【1 か月児及び5歳児健康診査支援事業】

問2 実施対象者について、実施要綱上に定められる時期を超える、または満たさない場合は対象とならないか。

（答）

- 原則として、実施要綱に定めた時期の乳幼児を対象に健診を実施していただくこととなります。ただし、例えば家庭の事情やゴールデンウィーク・年末年始等の連休等により、当該時期に健診を受けられなかったため、実施する時期が多少前後した場合などについては、国庫補助の対象として差し支えありません。

【1 か月児及び5歳児健康診査支援事業】

問3 実施対象者の保護者全員にアンケートを実施し、その中から発達障害等の疑いのある幼児に対してのみ、5歳児健康診査を行う場合は対象になるか。

（答）

- 本事業における1か月児及び5歳児健康診査は、対象となる年齢の乳幼児全てに、医師及びその他の医療専門職（以下「医師等」という。）による健康診査を実施することとしており、ご質問のようなケースは国庫補助の対象外となります。また、実施要綱の（5）項目等に定められる事項については全て実施する必要があります。
- なお、5歳児健康診査について、保育所等における定期健康診断等の機会を活用するなどにより上記の健康診査を実施する「園医方式」や、医師、保健師、心理専門職等がチームを組み、保育所等や家庭を巡回して上記の健康診査を実施する「巡回方式」を組み合わせる場合も国庫補助の対象となりますので、対象となる年齢の幼児全てに、医師等による健康診査が実施されるよう、実施要綱の留意事項を参照いただき、柔軟な対応を検討ください。

【1 か月児及び5 歳児健康診査支援事業】

問4 問3の回答で、「実施要綱の(5)項目等に定められる事項については全て実施する必要があります」とあるが、1 か月児健診の実施に当たり、赤ちゃん訪問等において一部の事項の把握を実施することで全ての事項の確認を行う場合は対象となるか。

(答)

- 1 か月児健診時に、赤ちゃん訪問等で事前に把握された内容(新生児聴覚検査、先天性代謝異常等検査の実施状況の確認やビタミンK₂投与の実施状況、育児上問題となる事項)を医師が確認した上で、健診を行う場合は国庫補助の対象として差し支えありません。ただし、医師が健診時に確認していない場合や、健診後に赤ちゃん訪問等で確認する場合は、国庫補助の対象外となります。

【1 か月児及び5 歳児健康診査支援事業】

問5 1 か月児健康診査を実施する医療機関(以下「実施機関」という。)から市町村に報告される健康診査の結果は、どの範囲まで報告される必要があるか。

(答)

- 基本的には、すでに各市町村で実施している、医療機関に委託して行う乳幼児の個別健康診査において、市町村が求めている報告内容や頻度(以下「報告内容等」という。)と同様の考え方で、報告内容等を決めていただいて差し支えありませんが、「乳幼児に対する健康診査の実施について」(平成10年4月8日児発第285号厚生省児童家庭局長通知)の第1に定める総則的事項もご参照の上、事後指導や精密検査等に適切につなげるために必要な事項が遅滞なく報告されるよう、実施機関と連携してください。特に、1 か月児健康診査について受診の催促をしても未受診の場合や、保健師等による子育て支援がすぐに必要となる場合等については、速やかな情報共有が行われることが必要となります。

【1 か月児及び5 歳児健康診査支援事業】

問6 1 か月児健康診査を実施する医療機関(以下「実施機関」という。)に委託して行う個別健康診査について、国庫補助の対象となるのは、国庫補助対象期間中に実施された健康診査分なのか、あるいは、国庫補助対象期間中に実施機関からの請求があった健康診査分なのか。

(答)

- 国庫補助対象期間中に実施された健診分が国庫補助の対象となります。

【新生児マススクリーニング検査に関する実証事業】

問7 実証事業で対象となる2疾患と、既存の20疾患について、同一の検体検査機関に検査を委託する場合、委託契約は分けて締結する必要があるか。

(答)

- 必ずしも委託契約を分けて締結する必要はありません。ただし、国庫補助の申請に当たっては、2疾患分のみ検査の実施費用を計上いただく必要があるため、2疾患と20疾患の委託金額を区分するなど、適切な経理処理を行っていただくようお願いいたします。